

## 仕 様 書

### 第 1 件名

給油所のコスト構造に関する実態調査に係る督促はがきの印刷及び発送業務

### 第 2 概要

公正取引委員会が実施する給油所のコスト構造に関する実態調査において、回答用紙の提出がない事業者に対し送付する督促はがきを印刷し、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）が指定する方法により区分した上で発送するもの。

### 第 3 履行期間

契約締結日から令和 3 年 5 月 3 1 日（月）まで

### 第 4 業務内容

#### 1 印刷

- (1) 用紙 再生上質紙，四六判 1 3 5 k g，はがき（定型）
- (2) 頁数 2 頁（両面印刷）
- (3) 色数 1 C / 1 C
- (4) 加工 はがきの宛名面には，様式のほか，公正取引委員会が貸与する宛名データを基に，宛名（郵便番号，所在地及び事業者名），整理番号及びカスタマバーコード<sup>(注)</sup>を差し込み印刷する。宛名データについては，5 月 1 3 日頃の入稿（提供）を予定している。なお，全 1 3，5 0 0 部のうち一部には差し込み印刷する必要はない（差し込み印刷するものを以下「発送用」，差し込み印刷しないものを以下「予備用」という。発送用と予備用の内数は発注後（送付先数確定後）に連絡する。）。

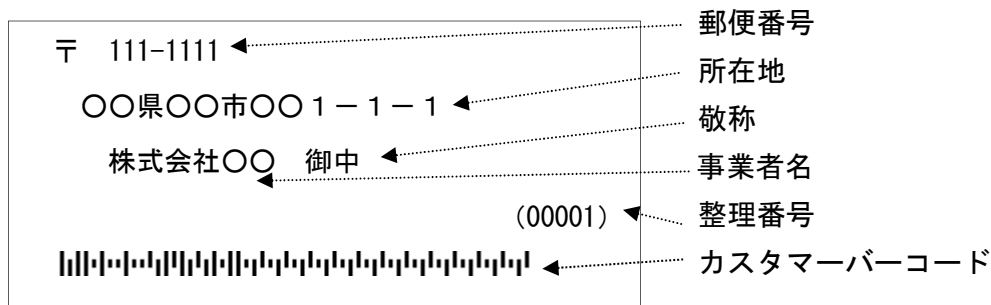
（注）受注者は，郵便料金の割引が適用されるように，日本郵便が指定する方法によりカスタマバーコードを作成する。

- (5) 部数 1 3，5 0 0 部
- (6) 入稿 Microsoft Word データ

#### 【宛名データ見本】

整理番号	郵便番号	所在地	事業者名	敬称
00001	111-1111	〇〇県〇〇市〇〇	株式会社〇〇	御中
00002	222-2222	△△県△△市△△	株式会社△△	御中
00003	333-3333	□□県□□市□□	〇〇 〇〇	様

## 【宛名の印刷見本】



## 2 作業手順

- (1) 校正は1回行う。
- (2) 校正が終了した後、宛名を印刷し発送時の状態にしたものをサンプルとして3部提出し、公正取引委員会の最終確認を受ける。その際に印刷する宛名は、宛名データの中から任意のものを選択する。
- (3) 最終確認が終了した後に、全13,500部を印刷する（サンプルとして提出した3部は返却しないので、その分も含めて印刷する。）。

## 3 督促はがきの郵便区番号仕分け及び把束（別紙参照）

上記3(3)で印刷した督促はがきのうち発送用分について、銀座郵便局による区分郵便物の大量発送に係る郵便料金の割引（基本割引率4%）及びバーコード付き郵便物に係る郵便料金の割引（割引率3%）の適用（合計7%の割引）を受けるため、貸与する郵便区番号順の宛名データの順番に従って、別紙及び銀座郵便局の指定する方法により郵便区番号ごとに仕分けし、銀座郵便局指定の用紙に郵便区番号を記入し、督促はがきと共に把束する。

把束を終えたものは、郵便区番号の範囲及び部数が外部から分かるようにする。また、事前に銀座郵便局との間で各割引適用のための把束方法、持ち込み方法等について打ち合わせをしておくこと。

## 4 銀座郵便局への搬入、取引企画課への納入

### (1) 銀座郵便局への搬入

上記4の仕分け及び把束が終了した発送用分を、指定期日（令和3年5月26日（水）13時（予定））までに銀座郵便局へ搬入する。その際、区分郵便物の大量発送に係る郵便料金の割引が適用される形態で搬入すること。

なお、搬入後の発送手続きは取引企画課が行う（発送費用は公正取引委員会が負担する。）。

### (2) 取引企画課への納入

上記3で印刷した督促はがきのうち予備用分を、令和3年5月26日（水）まで

に取引企画課へ納入する。

## 5 本業務を履行するに当たって遵守する事項

### (1) 宛名データの取扱いについて

貸与する宛名データの取扱いについて、以下の事項を遵守すること。

ア 本業務を履行するために必要な場合を除き、保管場所から持ち出さないこと。

イ 毀損、紛失等の事態が生じないよう管理には万全を尽くし、毀損、紛失等した場合又は納入物（仕掛中のものを含む。）を紛失した場合は、直ちに公正取引委員会に連絡し、その指示に従うこと。

ウ 本業務を履行するために必要な場合を除き、閲覧、使用、複製をしないこと。

エ 本業務を履行するために宛名データを複製する必要がある場合において、複製した宛名データを取り扱う機器の数は必要最小限とし、かつ、複製した宛名データを USB フラッシュメモリ等の外部記録媒体に保存しないこと。

オ 本業務を履行する前に、宛名データを取り扱う機器にウイルス対策ソフト等をインストールの上、その最新版を適用し、当該機器がウイルスに感染していないことや、ファイル交換ソフト（Winny, Share 等）がインストールされていないこと等を確認すること。万一、ウイルスへの感染やファイル交換ソフトのインストールが判明した場合は、ウイルスの駆除、ファイル交換ソフトの削除等の必要な措置を講じた上で本業務を開始すること。

### (2) 情報漏洩の防止について

ア 本業務の履行に当たっては、秘密の保持に留意し、情報漏洩の防止のために万全の対策を講じること。

イ 本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、その情報を本業務以外の目的で使用してはならない。

ウ 本業務終了後、直ちに宛名データの記録媒体を公正取引委員会に返却すること。

エ 本業務終了後、直ちに本業務の履行に使用した機器に保存されている一切の宛名データ（これら的加工したものを含む。）を削除すること。

### (3) 本業務の再委託について

本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。

## 第5 見積り合わせの手続

### 1 見積書の提出

#### (1) 提出期限

令和3年4月8日（木）正午

#### (2) 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

F A X : 0 3 - 3 5 8 1 - 2 9 5 1

E-mail : open-counter@jftc. go. jp

(3) 提出方法

電子メール, F A X, 郵送又は持参

(4) 提出書類

ア 見積書 (消費税込みの総額を明示。社印・代表者印の省略可)

イ 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の写し

2 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果 (契約の相手方, 契約金額) は, 契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか, 以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト (調達情報)】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

第6 特記事項

- 1 グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律) に適合した用紙を使用すること。ただし, グリーン購入法に適合する用紙を使用することが困難な場合には, 担当官の了解を得た場合に限り, 代替品の使用を認める。
- 2 見積書の提出をもって別添1「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。
- 3 本件業務を受注した者は, 受注後速やかに別添2の「情報の保護に関する誓約書」を提出すること。
- 4 本仕様書に定めのない事項については, 協議の上で決定する。

第7 問い合わせ先

1 仕様関係

公正取引委員会事務総局取引部取引企画課 (コスト構造調査担当)

T E L : 0 3 - 3 5 8 1 - 3 3 7 1

2 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

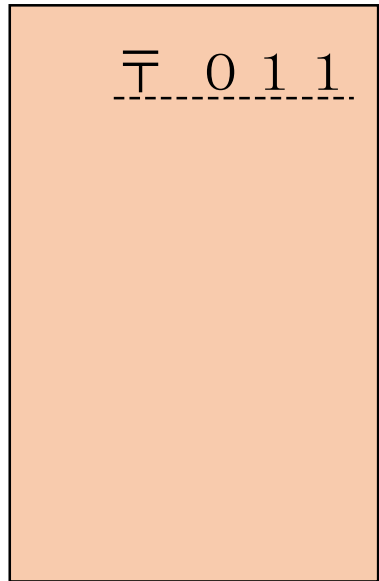
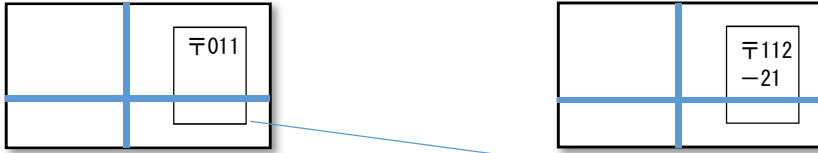
T E L : 0 3 - 3 5 8 1 - 5 4 7 4

以上

郵便物を差し出す際の区分方法

1 同じ郵便番号が 10 通以上である場合

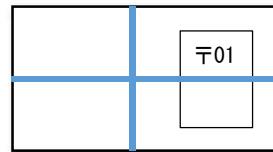
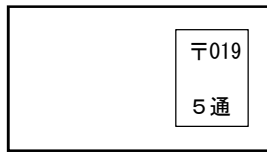
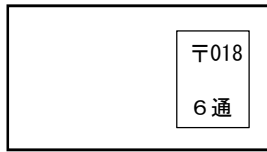
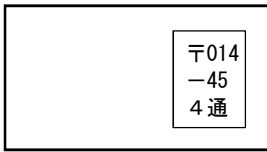
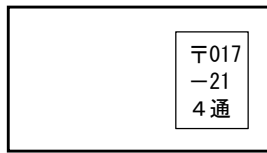
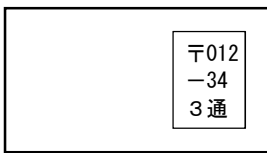
- ◎ 各郵便番号の上 3 桁または 5 桁毎に区分して束ねる。  
束ねる際は、最大 50 枚（ハガキの場合）とする。



2 同じ郵便番号が 10 通未満の場合

- ◎ 各郵便番号の上 2 桁毎に区分して束ねる。

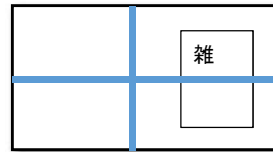
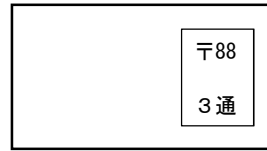
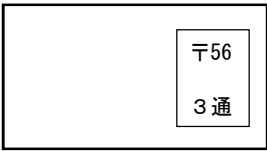
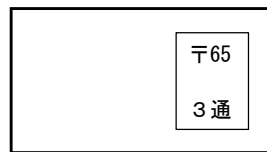
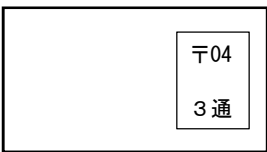
(拡大)



例) 〒01 の束

3 郵便番号の上 2 桁をあわせても 10 通未満の場合

- ◎ 「雑」として郵便番号の若い順に束ねる。



例) 〒04 3通 〒56 3通  
〒65 3通 〒88 3通

4 把束の方法について

- ・ 同じ郵便番号が多数ある場合には、複数の束に分ける。
- ・ 把束には、ビニール紐を使う。
- ・ 利用する割引の紙札に郵便番号を記入して郵便物とともに把束する。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

## 記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己，下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは，当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合，又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は，警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに，公正取引委員会に報告いたします。

## 情報の保護に関する誓約書

当社（以下「乙」という。）は、公正取引委員会（以下「甲」という。）が発注する「給油所のコスト構造に関する実態調査に係る督促はがきの印刷及び発送業務」の実施に際して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定される「個人情報」を含む。以下「情報」という。）を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- 2 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための実施内容及び管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 3 乙は、本契約に係る業務の実施に当たり、乙若しくはその従業員、再委託先、又はその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 4 乙は、乙の資本関係・役員等の情報、本契約に係る業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を、甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 5 乙は、本契約に係る業務に携わる者の特定及び当該業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する事項を、甲の求めに応じて書面で報告すること。また、変更があった場合には、甲の求めに応じて速やかに書面で報告すること。
- 6 乙は、甲と合意した、情報の受渡し方法や本契約に係る業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
- 7 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者（子会社を含む。）に委託し又は請け負わせることはできないこと。
- 8 乙は、情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。
- 9 乙は、情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、甲は、必要と認めた場合は、乙の管理体制、実施体制、個人情報の管理状況等について、乙に対し質問し若しくは資料の提供を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができること。

- 10 乙は、業務完了後は、甲の指示に従い、確実に、情報を返却し、又は抹消し、その旨を書面で報告すること。
- 11 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- 12 乙は、情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を採ることとし、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要に応じて措置を講じること。
- 13 甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができること。
- 14 乙は自己の従業員及び本件業務の遂行に関与する者についても、上記1から12までの事項の遵守を徹底させること。

令和 年 月 日

所在地  
事業者名  
代表者名

印